ロ　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能

［四　略］

五　［略］

［イ　略］

ロ　電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

［六～十一　略］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～六　略］		
七　次に掲げる送信設備 ［㈠～㈤　略］	［略］	［略］
㈥　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備		
［七　略］		
［八～十八　略］		

［2～4　略］

（人体における比吸収率の許容値）

第十四条の二　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備（以下この項及び次項において「対象無線設備」という。）は、対象無線設備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数の電波（以下この項及び次項において「複数電波」という。）を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波）の人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネ

接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz及び一、九〇二・九五MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHzを超え二、四〇〇kHz以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

［四　同上］

五　［同上］

［イ　同上］

ロ　電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号若しくは第四号に規定する機能

［六～十一　同上］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
［一～六　同上］		
七　［同上］ ［㈠～㈤　同上］	［同上］	［同上］
㈥　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備		
［七　同上］		
［八～十八　同上］		

［2～4　同上］

（人体における比吸収率の許容値）

第十四条の二　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備（以下この項及び次項において「対象無線設備」という。）は、対象無線設備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数の電波（以下この項及び次項において「複数電波」という。）を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波）の人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネ